

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会福祉法の一部が改正され、条例で軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

(1) 生活相談員を置くこと、一の居室の床面積は21.6平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、老人福祉法の一部が改正され、条例で養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

(1) 入所定員が20人以上であること、主任支援員は常勤の者とする事、身体的拘束等を行わないこと等の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 一の居室の定員は1人とする事、生活相談員は常勤の者とする事、身体的拘束等を行わないこと等の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条例で居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備、運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

(1) 訪問介護又は介護予防訪問介護の事業を行う事業所は、訪問介護員を置くこと、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること等の居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する従業者、設備及び運営の基準を定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県介護保険施設に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条例で指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の従業者、設備、運営等の基準

を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 居室の定員は1人とし、入所者1人当たりの床面積は10.65平方メートル以上の居室とすること、身体的拘束等を行わないこと等の指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準を定める。
- (2) 療養室の定員は4人以下とし、入所者1人当たりの床面積は8平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の介護老人保健施設の従業者、設備及び運営の基準を定める。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条例で指定介護療養型医療施設の従業者、設備、運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 一の病室は4床以下とすること、病室は入院患者1人当たりの床面積が6.4平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準を定める。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。